

建設業許可申請の手引き

愛媛県
(令和6年12月)



愛媛県イメージアップキャラクター

みきやん

目 次 (1/2)

I. 建設業の許可の概要について

1. 建設業の許可とは.....	1
2. 「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の区分.....	1
3. 「一般建設業」と「特定建設業」の区分.....	2
4. 「許可業種」の区分.....	2
5. 許可の有効期間.....	3

II. 許可の要件について

1. 「許可要件」と「欠格要件」とは.....	4
2. 常勤役員等の体制について.....	4
3. 適切な社会保険に加入していることについて.....	6
4. 営業所技術者等.....	7
5. 誠実性.....	11
6. 財産的基礎等.....	11
7. 欠格要件.....	12

III. 許可申請の手続きについて

1. 「申請区分」と「申請手数料」について.....	13
2. 申請書の提出部数について.....	14
3. 商業登記簿謄本等の添付について.....	14
4. 許可の更新について.....	14
5. 申請書類等の提出先について.....	14
6. 許可申請に必要な書類.....	14
☆. 許可申請書添付書類一覧.....	15
★. 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の経験の確認資料.....	18
☆. 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認資料.....	19
★. 営業所技術者等の確認資料.....	20
☆. 提出書類のとじ方(申請書).....	22

目 次 (2/2)

IV. 変更届等の提出について

☆. 事業年度終了後の決算報告(決算変更届).....	23
★. 変更等の届出事項と提出書類.....	24
☆. 提出書類のとじ方(変更届).....	25

V. 建設業者の地位の承継の認可について

1. 承継の認可とは.....	26
2. 承継の要件について.....	26
3. 承継の申請手続きについて.....	27
☆. 認可申請書添付書類一覧.....	29

(参考資料)

☆. 建設業法に規定された各種申請等についてのお問い合わせ先.....	32
★. 営業所技術者等となり得る国家資格等一覧.....	33
☆. 国土交通省令で定める学科(指定学科一覧).....	38
★. 複数業種に係る実務経験.....	39
☆. 市町コード表(愛媛県).....	40
★. 建設業法による建設工事の業種区分一覧表.....	41
☆. 許可申請等の手続きに係る押印廃止について(令和3年1月1日～).....	45
★. 許可等の書類に係る簡素化について(令和2年4月1日～).....	46
☆. 健康保険被保険者証(写)のマスキングについて(令和2年10月1日～).....	47
★. 国土交通大臣許可業者の書類提出先について(令和2年4月1日～).....	48

I. 建設業の許可の概要について

1. 建設業の許可とは

「建設業」とは、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。建設業を営もうとする者は、建設業の許可を受けなければなりません。ただし、「軽微な建設工事」のみを請け負って営業する者は、必ずしも許可を受けなくてよいとされています。(建設業法(以下「法」という。)第3条第1項)

【軽微な建設工事の範囲】

建築一式工事の場合	工事1件の請負代金の額が1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150m ² に満たない木造住宅※を建設する工事
建築一式工事以外の場合	工事1件の請負代金の額が500万円に満たない工事

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

※注文者が材料を提供し、請負代金の額に材料価格が含まれない場合においては、その市場価格及び運送費を加えた額とする。

※木造住宅とは、主要構造部が木造で、①住宅、②共同住宅、③店舗等との併用住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものをいう。

※軽微な建設工事のみを請け負う業者であっても、その工事が解体工事である場合は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」による解体工事業の登録を受ける必要がある。

2. 「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の区分

取得する建設業許可が国土交通大臣許可(以下「大臣許可」という。)となるか、都道府県知事許可(以下「知事許可」という。)となるかは、各事業者による営業所の配置状況により許可が区分されます。(法第3条第1項)

【大臣許可・知事許可の区分】

大臣許可	2以上の都道府県に営業所を設けて営業しようとする場合
知事許可	1つの都道府県のみに営業所を設けて営業しようとする場合

※大臣許可と知事許可の別は、営業所の所在地で区分されるものであり、営業し得る区域又は建設工事を施工し得る区域に制限はありません。

「営業所」とは

- 営業所とは、「本店」又は「支店」若しくは「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」をいいます。
- 「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等、請負契約の締結に係る実質的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問うものではありません。
- 単に登記上の本店等とされているだけで、実質的に建設業に関する営業を行わない店舗や、建設業と無関係な支店、営業所等は、ここでいう営業所には該当しません。
- 許可を受けた業種については、軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外においては、当該業種について営業することはできません。

3. 「一般建設業」と「特定建設業」の区分

建設業の許可は、以下のように一般建設業と特定建設業に区分されています。(法第3条第1項)

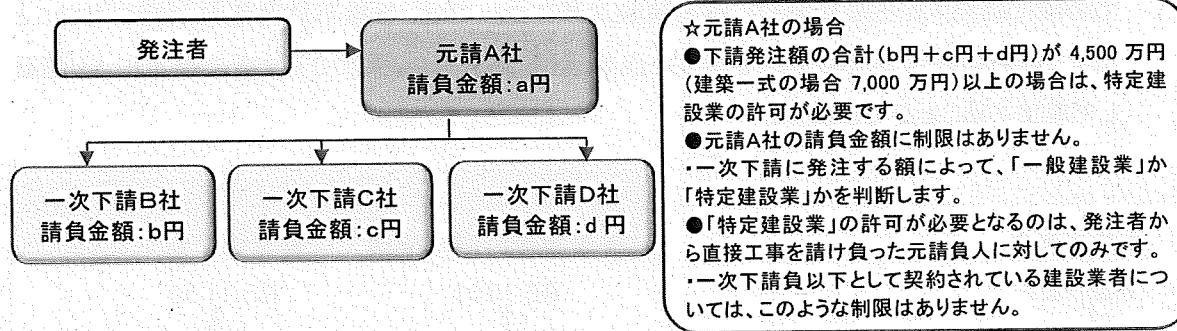
特定建設業許可

発注者から直接請け負う1件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を下請代金の額(その工事に下請契約が2以上あるときは下請代金の総額)が4,500万円以上(建築一式工事の場合は7,000万円以上)※となる下請契約を締結して施工しようとする者が取得する許可です。

※消費税及び地方消費税相当額を含み、元請負人が提供する材料等の価格は含まない。

一般建設業許可

特定建設業の許可を受けようとする者以外の者が取得する許可です。



4. 「許可業種」の区分

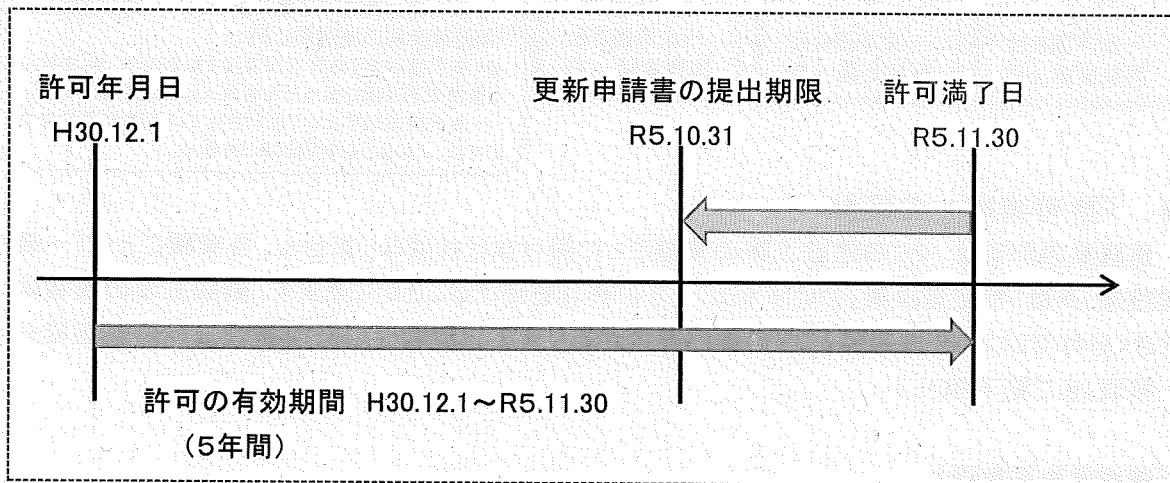
建設業の許可は、29の建設工事の業種ごとに受けなければなりません。各業種ごとに「一般建設業」又は「特定建設業」のいずれか一方の許可を受けることができます。建設工事の業種は大きく分けて2つの一式業種と27の専門業種があります。(詳細:別紙①「建設工事の業種区分一覧表」をご覧下さい。)

【建設業許可業種】

建設工事の種類	業種	略号	建設工事の種類	業種	略号
土木一式工事	土木工事業	土	ガラス工事	ガラス工事業	ガ
建築一式工事	建築工事業	建	塗装工事	塗装工事業	塗
大工工事	大工工事業	大	防水工事	防水工事業	防
左官工事	左官工事業	左	内装仕上工事	内装仕上工事業	内
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	と	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機
石工事	石工事業	石	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	絶
屋根工事	屋根工事業	屋	電気通信工事	電気通信工事業	通
電気工事	電気工事業	電	造園工事	造園工事業	園
管工事	管工事業	管	さく井工事	さく井工事業	井
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	タ	建具工事	建具工事業	具
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	鋼	水道施設工事	水道施設工事業	水
鉄筋工事	鉄筋工事業	筋	消防施設工事	消防施設工事業	消
舗装工事	舗装工事業	舗	清掃施設工事	清掃施設工事業	清
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	しゆ	解体工事	解体工事業	解
板金工事	板金工事業	板			

5. 許可の有効期間

- 許可の有効期間は、許可日から5年目を経過する日の前日をもって満了となります。
なお、当該期間の末日が日曜等の休日であってもその日をもって満了します。
- 引き続き建設業を営もうとする場合は、有効期間が満了する30日前までに更新の許可申請書を提出しなければなりません。 【法第3条第3項、施行規則第5条】
- 更新の許可申請書を提出している場合においては、許可の有効期間の満了後であっても申請に対する処分(許可又は不許可)があるまでは、従前の許可が有効となります。 【法第3条第4項】
- 許可の更新の申請に基づく審査の結果、従前の許可の有効期間の満了後に不許可処分とされた場合であっても、従前の許可の有効期間の満了後、当該不許可処分が行われるまでの間に締結された請負契約に係る建設工事については、当該不許可処分が行われたことにより従前の許可がその効力を失った後も、建設業法第29条の3第1項の規定により継続して施工することができます。



II. 許可の要件について

1. 「許可要件」と「欠格要件」とは

建設業の許可を受けるためには、4つの「許可要件」を満たすこと及び「欠格要件」に該当しないことが必要です。

●許可要件

- ① 経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして次の国土交通省令に定める基準に適合する者であること
 - (1) 常勤役員等の体制が一定の条件を満たし、適切な経営能力を有すること。
 - (2) 適切な社会保険に加入していること。
- ② 営業所ごとに専任で置かれる営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）を配置していること。
- ③ 暴力団関係企業等、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。
- ④ 請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していること。

●欠格要件

- ① 許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合。
- ② 建設業法第8条各号のいずれかに該当する場合。（7. 欠格要件を参照）

2. 常勤役員等の体制について

建設業者の事業の持続可能性の観点から、経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有することが必要であり、常勤役員等の体制が一定の条件を満たすものとして、①又は②のいずれかの者を置くことが必要です。

- ①常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること
 - a. 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者
 - b. 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）にある者として経営業務を管理した経験を有する者
 - c. 建設業に関し6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者

【常勤役員等とは】

法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者又はその支配人をいい、「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

【建設業に関しとは】

全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区別ではなく、全て建設業に関するものとして取り扱うこととする。

【経営業務の管理責任者としての経験を有する者とは】

業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。

【経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務を管理した経験とは】

～執行役員等としての経営管理経験～

取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。

【経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験とは】

経営業務の管理責任者に準ずる地位(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者)にあって、建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験をいう。

②常勤役員等のうち一人が(a)又は(b)のいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する者として(c1)、(c2)及び(c3)に該当する者をそれぞれ置くものであること。

- a. 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。)としての経験を有する者
- b. 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者。

(例:a. 取締役2年、執行役員3年の経験(いずれも建設業に関する経験))

(例:b. 取締役3年(建設業以外)、取締役2年(建設業に関する経験))

- c 1. 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の財務管理の経験を有する者
- c 2. 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の労務管理の経験を有する者
- c 3. 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の業務運営の経験を有する者

【财务管理の業務経験とは】

建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験をいう。

【労務管理の業務経験とは】

社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいう。

【業務運営の経験とは】

会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいう。

(注)財務管理、労務管理、業務運営の経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られる。

【直接に補佐するとは】

組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいう。

【複数の業務経験を有する場合の取扱いについて】

常勤役員等を直接に補佐する者が、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その1人の者が当該業務経験に係る補佐する者を兼ねることができる。また、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数を担当する地位での経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算して差し支えないものとして取り扱う。

【役員等次ぐ職制上の地位にある者とは】

当該地位での経験を積んだ会社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しない。なお、役員等に次ぐ職制上の地位にあるかについては、提出された組織図などを確認することで行う。

3. 適切な社会保険に加入していることについて

建設業の働き方改革の推進、現場の処遇改善の観点から、社会保険に加入していない場合は、許可を受けることができません。そのため、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関し、適用事業所に該当する全ての営業所(法第3条に規定する営業所)について、関係法令に規定する届書を提出していることが必要です。

健康保険

健康保険法第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則第19条第1項の規定による届書を提出していること。

厚生年金保険

厚生年金保険法第6条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則第13条第1項の規定による届書を提出していること。

雇用保険

雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則第141条第1項の規定による届書を提出していること。

- (注) 「営業所」は法第3条に規定する営業所(本店又は支店若しくは常時請負契約を締結する事務所)であり、健康保険法第34条又は厚生年金保険法第8条の2などの規定により、二以上の適用事業所が一の適用事業所とされたことにより適用事業所でなくなった営業所は当然ここでいう「適用事業所」には含まれない。雇用保険については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第9条の継続事業の一括の手続きにより、一の事業とみなされた事業に係る事業所以外の事業所である営業所についても、ここでいう「適用事業の事業所」には該当しない。

4. 営業所技術者等

(1) 営業所技術者等の配置

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、建設工事についての専門知識が必要になります。請負契約に関する見積り、入札、契約締結等の業務の中心は各営業所にあることから、建設業を営む全ての営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関する一定の資格又は経験を有する技術者を専任で配置することが必要です。

※ 許可を取得した後に、営業所技術者等が退職等により後任が不在となった場合は、要件の欠如として許可の取消しとなる場合があります。(法第29条第1項第1号)

※ 建設業法の改正に伴い、令和6年12月13日から「専任技術者」の呼称が「営業所技術者等」に変更となりました。

「営業所技術者」とは…

建設業法第7条第2号に規定する営業所ごとに専任で置かれる技術者。

「特定営業所技術者」とは…

建設業法第15条第2号に規定する営業所ごとに専任で置かれる技術者。

「専任」とは…

その営業所に常勤(テレワーク※を行う場合を含む。)して専らその職務に従事することをいいます。従って、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得る者でなければなりません。そのため、営業技術者等については、当該営業所の常勤の者の中から選ぶこととなります。

次のような者は、原則として「専任」とは認められません。

- 技術者の住所又はテレワークを行う場所の所在地が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤が不可能な者
- 他の営業所(他の建設業者の営業所を含む。)において専任を要する者
- 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等、他の法令により特定の事務所等において、専任を要することとされている者(建設業において専任を要する営業所が他の法令により、専任を要する事務所等と兼ねている場合において、その事務所等において専任を要する者を除く。)
- 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等、他の営業等について、専任に近い状態にあると認められる者

など

※テレワークとは、営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、当該所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいいます。

営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係

営業所技術者等は、工事現場の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐になることはできません。しかし、以下の各建設工事について要件を満たす場合、営業所技術者等は主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねることができます。(ただし、専任特例※を活用する場合を除く。また、①～③の併用はできない。)

①主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事

次の4つの要件をすべて満たす必要があります。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 兼ねる工事現場の数が1以下であること。

ウ 監理技術者制度運用マニュアル三(監理技術者等の専任)(2)①1)~7)を満たしていること。なお、三(2)①2)について、「他の建設工事現場から当該工事現場」とあるのは、「営業所から当該工事現場」と読み替え、三(2)①6)口については、所属する営業所の名称を加え、三(2)①6)ニ(イ)については、当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称を加える。(別添「監理技術者制度運用マニュアル」参照)

エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

②主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事(営業所と工事現場が近接している場合)

次の4つの要件をすべて満たす必要があります。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。

ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

③主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事(上記②の場合以外)
上記①の要件をすべて満たすこと。

※専任特例は、建設業法第26条第3項のただし書きの既定により適用される主任技術者又は監理技術者などをいいます。

○監理技術者制度運用マニュアル三(監理技術者等の専任)

(2)主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例

① 専任特例1号については、主任技術者又は監理技術者は、専任を要する工事を兼務できることとされており、適用にあたっては、以下の全ての要件に適合しなければならない。なお、専任特例1号は、下請け企業が配置する主任技術者についても適用が可能である。

1) 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)であること(令第二十八条)。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円(建築一式工事の場合は2億円)以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

2) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。(規則第十七条の二第一項第一号)なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段(自動車など)の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

3) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。(規則第十七条の二第一項第二号)なお、工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は専任特例は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

4) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者(以下「連絡員」という。)を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。(規則第十七条の二第一項第三号)

連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。

連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、法七条第二号に記載の営業所技術者（主任技術者）の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。

連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必要である。

5) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。（規則十七条の二第一項第四号）なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

6) 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、規則二十八条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。（規則第十七条の二第一項第五号、第二項）

- イ 当該建設業者の名称及び所在地
- ロ 主任技術者又は監理技術者の氏名
- ハ 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

ニ 各建設工事に係る次の事項

- (イ) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地
- (ロ) 当該建設工事の内容（法別表1上段の建設工事の種類）
- (ハ) 当該建設工事の請負代金の額
- (ニ) 工事現場間の移動時間
- (ホ) 下請次数
- (ヘ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）
- (ト) 施工体制を把握するための情報通信技術
- (チ) 現場状況を把握するための情報通信機器

7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。（規則第十七条の三）なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、左記を満足できれば、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができる場合はこの要件に該当しない。

8) 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。（令第三十条）なお、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、2)～7)の要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。

※専任特例1号の要件については、建設業法の目的である「適正な施工を確保し発注者を保護する」ことを前提にしつつ、担い手確保や生産性向上、あるいはDX技術の進展など、現状の建設業を取り巻く環境及び状況を踏まえ、その規定内容の水準を設定。

(2) 営業所技術者等の資格要件

許可を受けようとする建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、またその業種により、必要となる技術資格要件の内容が異なります。営業所技術者等となり得る技術資格要件は以下のとおりです。

一般建設業の営業所技術者の資格要件 (①～③のいずれか)	特定建設業の営業所技術者等の資格要件 (①～③)のいずれか)
<p>① 一定の国家資格等(注1)を有する者</p> <p>② 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する、一定期間以上の実務経験(注2)を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学又は高等専門学校の指定学科(注3)を卒業した後、3年以上の実務経験を有する者 ・専門学校の指定学科を卒業した後、3年以上の実務経験を有する者で、専門士又は高度専門士を称するもの(注4) ・高等学校、専門学校又は中等教育学校の指定学科を卒業した後、5年以上の実務経験を有する者 ・10年以上の実務経験を有する者 ・複数業種について、一定期間以上の実務経験を有する者(注5) ・旧実業学校卒業程度検定規程による検定で、指定学科合格後5年以上、又は専門学校卒業程度検定規程による検定で、指定学科合格後3年以上の実務経験を有する者 <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査(注6)を受け、一般建設業の営業所技術者等となり得るとしてその認定を受けた者 	<p>① 一定の国家資格等(注1)を有する者</p> <p>② 一般建設業の営業所技術者となり得る技術資格要件を有し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上(注7)あるものについて、2年以上、建設工事の設計、施工の全般にわたって工事現場主任や現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験を有する者【指定建設業(注8)を除く】</p> <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査(注6)を受け、特定建設業の営業所技術者等となり得るとしてその認定を受けた者 ・指定建設業7業種に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者(注9)

(注1) 営業所技術者等となり得る国家資格者等については、別紙の「営業所技術者等となり得る国家資格等一覧」を参照下さい。

(注2) 「実務経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、工具及びその見習いに従事した経験等も含まれますが、ただ単に建設工事の雑務のみの経験については含まれません。(「建設業許可事務ガイドラインについて」参照)

(注3) 「指定学科」とは、建設業の種類ごとに、当該建設業と密接に関連する学科として指定されているものをいいます。別紙の「国土交通省令で定める学科」を参照下さい。

(注4) 専門士とは専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定(平成6年文部省告示第84号)第2条、高度専門士とは同告示第3条に規定するものを指します。

(注5) 一般建設業の営業所技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」については、別紙の「複数業種に係る実務経験」を参照下さい。

(注6) 國土交通大臣の個別審査は、國土交通省建設業課にお問い合わせ下さい。

(注7) 以下についても、4,500万円以上の建設工事に関する実務経験とみなされます。

- ・昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験

- ・昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験

(注8) 指定建設業とは次のとおりです。(土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業の計7業種)

(注9) この特別認定講習及び考査については、過去の法律等改正時に経過措置的に行われたものであるため、現在、新規に当該認定講習等を受けることはできません。

5. 誠実性

許可を受けようとする者が法人である場合においては、当該法人又はその役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者(法人格のある各種の組合等の理事等をいう。以下同じ。)又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に對して業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)若しくは一定の使用人(支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者(支配人である者を除く。)をいう。以下同じ。)が、個人である場合においては、その者又は一定の使用人が請負契約に関して「不正」又は「不誠実」な行為をするそれが明らかな者でないことが必要です。

● 「不正な行為」とは

請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいいます。

● 「不誠実な行為」とは

工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいいます。

【誠実性を満たさない者の例】

・建築士法、宅地建物取引業法等の規定により、不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者

6. 財産的基礎等

倒産することが明白である場合を除き、建設業の請負契約を履行するに足りる以下の財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要です。

既存の企業にあっては、直前の決算期における財務諸表において、新規設立の企業にあっては、創業時における財務諸表において判断します。

一般建設業の許可を受ける場合	特定建設業の許可を受ける場合
<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>①自己資本の額が500万円以上であること。 ②500万円以上の資金を調達する能力を有すること。 ③許可申請直前の過去5年間、建設業の許可を受けて継続して営業した実績を有すること。</p>	<p>次のすべてに該当すること。</p> <p>①欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。 ②流動比率が75%以上であること。 ③資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。</p>

○「自己資本」とは、法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。

○「500万円以上の資金の調達能力」とは、担保とすべき不動産等を有していること等により、500万円以上の資金について取引金融機関の預金残高証明書または融資証明書等を得られることをいう。

○「欠損の額」とは、法人にあっては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額を、個人にあっては事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。

○「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値に100を乗じた数をいう。

○「資本金」とは、法人にあっては、株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額を、個人にあっては、期首資本金をいう。

○法的な措置を講ずる等により経営再建中の建設業者が、特定建設業の許可の更新を行おうとする場合の取扱いについては、「経営再建中の建設業者に係る建設業法上の事務の取扱いについて(平成12年建設省経建発第111号)」を参照のこと。

7. 欠格要件

許可を受けようとする者が以下に該当する場合は、許可を受けることができません。

① 許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がある又は重要な事実の記載が欠けている場合

② 以下のいずれかの事項に該当する場合(役員等、支配人又は営業所の長に該当者がある場合を含む)

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・不正の手段により許可を受けたこと、または営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない者
- ・許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者
- ・許可の取消処分を免れるための廃業の届出を行った事業者について、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等または個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
- ・営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者(更新の場合は適用しない)
- ・営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・建設業法、または一定の法令の規定に違反して罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ・心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの(精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)
- ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者
- ・暴力団員等がその事業活動を支配する者

「一定の法令の規定」とは、次に掲げるものです。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)に違反した者に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条
- ・暴力行為等処罰に関する法律
- ・建築基準法第9条第1項又は第10項前段(同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第98条第1項(第1号に係る部分に限る。)
- ・宅地造成等規制法第14条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第26条
- ・都市計画法第81条第1項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長の命令に違反した者に係る同法第91条
- ・景観法第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第101条
- ・労働基準法第5条の規定に違反した者に係る同法第117条(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第44条第1項(建設労働者の雇用の改善等に関する法律第44条の規定により適用される場合を含む。)の規定により適用される場合を含む。)又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項
- ・職業安定法第44条の規定に違反した者に係る同法第64条
- ・労働者派遣法第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第59条

III. 許可申請の手続きについて

※令和5年1月10日から運用開始予定の建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)による電子申請の方法(手引き)は、別途定めます。

1. 「申請区分」と「申請手数料」について

申請区分	概要	申請手数料	
		一般	特定
1 新規	現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可を申請する場合	9万円	9万円
2 許可換え新規	① 国土交通大臣の許可を受けている者が、他の都道府県の区域内における営業所を廃止して、愛媛県内のみに営業所を有することとなった場合	9万円	9万円
	② 愛媛県以外の都道府県知事の許可を受けている者が、当該都道府県の区域内における営業所を廃止して、愛媛県内のみに営業所を設置することとなった場合	9万円	9万円
3 般・特新規	① 一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合	—	9万円
	② 特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合	9万円	—
4 業種追加	① 一般建設業の許可を受けている者が、一般建設業の業種を追加する場合	5万円	—
	② 特定建設業の許可を受けている者が、特定建設業の業種を追加する場合	—	5万円
5 更新	既に受けている建設業の許可について、その更新を申請する場合	5万円	5万円

○愛媛県収入証紙を、正本の所定の欄に貼付すること。

○一般と特定の許可を同時に申請する場合、更新と業種追加を同時に申請する場合等、複数の申請を1つにまとめて申請することができます。

ただし、それぞれの申請について手数料がかかるので留意すること。

●例

- ・一般と特定の許可を同時に申請する場合：18万円（一般新規＋特定新規）
- ・更新と業種追加を同時に申請する場合：10万円（一般更新＋一般業種追加）
- ・般・特新規の許可と業種追加を同時に申請する場合：14万円（特定新規＋一般業種追加）

2. 申請書の提出部数について

愛媛県知事許可を申請する場合の申請書の部数は、次のとおりです。

正 本	1部
副 本	1部
入力用紙※	1部

※カラム(申請書等のうち、□□□で表示された枠の中に書き込むようになっているもの)のある様式の写し

3. 商業登記簿謄本等の添付について

申請書の正本に添付する商業登記簿謄本等は原本を添付すること。なお、副本は正本の写しでよい。

4. 許可の更新について

許可の更新(更新に併せて、「業種追加」、「般・特新規」を同時に申請する場合を含む)を受けるとする者は、有効期間満了日の前30日前までに許可申請書を提出すること。

なお、「更新」の際に、「業種追加」または「般・特新規」もしくはその両方を加えて申請した場合(申請の区分:7、8、9)に、審査状況により許可の有効期間の調整(一本化)ができないことあるため、日程に余裕を持って申請すること。

5. 申請書類等の提出先について

許可申請書は、主たる営業所の所在地を管轄する地方局建設部、または土木事務所に提出すること(「お問い合わせ先」を参照)。

6. 許可申請に必要な書類

建設業の許可を受けるためには、以下の申請書類、確認書類が必要です。許可申請書の様式は愛媛県のホームページからダウンロードできます。

※令和5年1月からURLが変わります。

ホーム > 県政情報 > 県概要 > 組織案内 > 愛媛県の組織と主な仕事 > 土木管理課

> 建設業許可申請関係

<https://www.pref.ehime.jp/h40100/sinsei/070/070005/070005.html>

【知事許可】許可申請書添付書類一覧（用紙一覧）

申請区分

- | | | |
|-----------|-----------------|----------------------|
| 1) 新規 | 4) 業種追加 | 7) 般・特新規 + 更新 |
| 2) 許可替え新規 | 5) 更新 | 8) 業種追加 + 更新 |
| 3) 般・特新規 | 6) 般・特新規 + 業種追加 | 9) 般・特新規 + 業種追加 + 更新 |

(※○印は必要書類、●印は該当する場合に必要な書類、△印は変更がなければ省略可能な書類)

申請書類 (閲覧対象)	様式番号等	書類の名称	個人				法人			
			1・2	3・4 6	5	7・8 9	1・2	3・4 6	5	7・8 9
申請書類 (閲覧対象)		許可申請書表紙	○	○	○	○	○	○	○	○
	第1号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○
	別紙一	役員等の一覧表	—	—	—	—	○	○	○	○
	別紙二(1)	営業所一覧表（新規許可等）※注1	○	○	—	○	○	○	—	○
	別紙二(2)	営業所一覧表（更新）※注1	—	—	○	○	—	—	○	○
	別紙三	収入証紙等はり付け欄	○	○	○	○	○	○	○	○
	別紙四	営業所技術者等一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○
	第2号	工事経歴書	○	○		○	○	○		○
	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○		○	○	○		○
	第4号	使用人数	○	○		○	○	○		○
	第6号	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○
	第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○
	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○
	第15号	貸借対照表	—	—	—	—	○			
	第16号	損益計算書、完成工事原価報告書	—	—	—	—	○			
	第17号	株主資本等変動計算書	—	—	—	—	○			
	第17号の2	注記表	—	—	—	—	○			
	第17号の3	附属明細表 ※注6	—	—	—	—	●			
	第18号	貸借対照表	○				—	—	—	—
	第19号	損益計算書	○				—	—	—	—
		定款	—	—	—	—	○		△	△
	第20号	営業の沿革	○		○	○	○			
	第20号の2	所属建設業者団体	○		△	△	○		△	△
	第20号の3	主要取引金融機関名	○		△	△	○		△	△
申請書類 (閲覧対象外)		※ A 又は B のいずれかに該当するものを提出								
	第7号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
	A (第7号関係)	第三者証明書（第7号を申請者が自己証明した場合）	●	△		△	●	△		△
	別紙	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○
	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
	(第7号の2関係)	第三者証明書（第7号の2を申請者が自己証明した場合）	●	△		△	●	△		△
	別紙1	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○
	別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○

【知事許可】許可申請書添付書類一覧（用紙一覧）

申請区分

- | | | |
|-----------|-----------------|----------------------|
| 1) 新規 | 4) 業種追加 | 7) 般・特新規 + 更新 |
| 2) 許可替え新規 | 5) 更新 | 8) 業種追加 + 更新 |
| 3) 般・特新規 | 6) 般・特新規 + 業種追加 | 9) 般・特新規 + 業種追加 + 更新 |

(※○印は必要書類、●印は該当する場合に必要な書類、△印は変更がなければ省略可能な書類)

	様式番号等	書類の名称	個人				法人			
			1・2	3・4 6	5	7・8 9	1・2	3・4 6	5	7・8 9
申請書類（閲覧対象外）	第8号	営業所技術者等証明書（新規・変更）	○	○		○	○	○		○
	(第8号関係)	資格証明書（建設業法「技術検定」等）	●	●		●	●	●		●
	(第8号関係)	卒業証明書	●	●		●	●	●		●
	(第8号関係)	監理技術者資格者証	●	●		●	●	●		●
	第9号	実務経験証明書	●	●		●	●	●		●
	(第9号関係)	第三者証明書（第9号を申請者が自己証明した場合）	●	●		●	●	●		●
	第10号	指導監督的実務経験証明書	●	●		●	●	●		●
	(第10号関係)	第三者証明書（第10号を申請者が自己証明した場合）	●	●		●	●	●		●
	第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書 ※注5	○	○	○	○	○	○	○	○
	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	●	●	●	●	●	●	●	●
確認書類	第14号	株主（出资者）調書	—	—	—	—	○	△	△	△
		商業登記簿謄本	—	—	—	—	○	△	△	△
		直前1年の事業税の納税証明書	○				○			
	身分証明書（第6号関係）	許可申請者（法人である場合はその役員等）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書 ※注2 【本籍地の市区町村の窓口にて入手すること】	○	○	○	○	○	○	○	○
	※A又はBのいずれかを提出 注3									
	身分証明書（第6号関係）	許可申請者（法人である場合はその役員等）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が民法の一部を改正する法律附則第3条第1項又は第2項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書 ※注2 【本籍地の市区町村の窓口にて入手すること】	○	○	○	○	○	○	○	○
	A 登記されていないことの証明書（第6号関係）	許可申請者（法人である場合はその役員等）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ※注2 【東京法務局後見登録課、全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課の窓口にて入手すること】	○	○	○	○	○	○	○	○
	B 診断書（第6号関係）	許可申請者（法人である場合はその役員等）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行ことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書 ※注2	●	●	●	●	●	●	●	●
確認書類	常勤役員等確認書類（様式第7号又は7号の2に記載されている者）	常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性を証明する書類	○	○	○	○	○	○	○	○
		常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者の経験を証明する書類	○	△		△	○	△	○	△
	常勤役員等確認書類	常勤性を証明する書類	○	○	○	○	○	○	○	○
		実務経験等を証明する書類	●	●		●	●	●	●	●
財産の基礎確認書類	金融機関の融資証明書、残高証明書等	●	●		●	●	●	●	●	●
	現況写真（外観・内観等） ※注4	○					○			
営業所確認書類										

【知事許可】許可申請書添付書類一覧（用紙一覧）

申請区分

- | | | |
|-----------|-----------------|----------------------|
| 1) 新規 | 4) 業種追加 | 7) 般・特新規 + 更新 |
| 2) 許可替え新規 | 5) 更新 | 8) 業種追加 + 更新 |
| 3) 般・特新規 | 6) 般・特新規 + 業種追加 | 9) 般・特新規 + 業種追加 + 更新 |

(※○印は必要書類、●印は該当する場合に必要な書類、△印は変更がなければ省略可能な書類)

確認書類	様式番号等	書類の名称	個人				法人			
			1・2	3・4 6	5	7・8 9	1・2	3・4 6	5	7・8 9
健康保険等確認書類 (第1号関係)	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認書類		○	○	○	○	○	○	○	○
	委任状（代理申請の場合）		●	●	●	●	●	●	●	●

- 記載内容の審査を行うにあたっては、申請書類以外にも内容確認のために必要となる書類の提出、又は提示を求めることがあります。
- 建設業法の改正に伴い、令和6年12月13日から「専任技術者」の呼称が「営業所技術者等」に変更となりました。

(注1) 別表(1)、(2)の記入方法

- ・従たる営業所がない場合であっても別紙(1)、(2)は必要となるので、余白に「該当なし」と記入し添付すること。なお、その場合は主たる営業所の欄については記入不要。
- ・申請区分が「業種追加」、「般・特新規」の場合、「営業しようとする建設業」の欄に変更がない営業所については記入不要。
- ・営業所の「営業しようとする建設業」が変更になった場合は、当該営業所において営業する業種の全てを記入する。
- ・「更新」と「業種追加」等を同時に申請する場合（申請区分6～9の場合）、(1)(2)を両方の添付が必要。(1)に業種追加等により「営業しようとする建設業」が変更となった営業所についての記入をし、(2)に更新に関する内容を記入する。

(注2)

- ・当面の間、「顧問」、「相談役」及び「株主等」については提出不要。

(注3)

- ・建設業法第8条第10号に該当しないことを証明する書類として、登記されていないことの証明書及び身分証明書又は診断書のいずれかの提出が必要。ただし、身分証明書にあっては、破産手続開始の決定を受け復権を得ない者に該当しない旨の証明に併せて成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の証明がされている場合は、提出不要。

(注4)

- ・その営業所を使用する権原を確認するため、写真貼付台紙等に自己所有又は賃貸借等の別を記載すること。

(注5)

- ・役員等の一覧表（様式第1号別紙一）に記載された者全員について作成することとされていますが、当面の間、「顧問」、「相談役」及び「株主等」については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載は不要。

(注6)

- ・資本の額が1億円超、又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社（会社の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2項に規定する特例有限会社を除く。）が作成の対象となっていますので、それ以外の方は添付不要です。

また、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書提出会社にあっては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（国土交通省令第98号）の施行（令和3年1月1日）に伴い、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の一部が改正され、建設業許可申請等に関する手続きに際して提出が必要な書類への押印が不要となりました。

当該改正を踏まえ、愛媛県知事への提出書類の接続部への契印も廃止します。

※行政書士が代理で作成した書類については、行政書士法施行規則第9条第2項の規定に基づき、行政書士の記名・押印（職印）が必要です。

常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の経験の確認資料

建設業法施行規則第7条第1号イ又はロに該当する者の確認として、下記1と2について、それぞれ書類を提出してください。提出できる書類の内容により、必要に応じ複数の書類を用意してください。

なお、必要に応じてその他にも書類の提出等を求める場合があります。

1. 証明者における被証明者の経験等が確認できる書類

(1) 経営業務の管理責任者としての経験

- ア 被証明者が証明者の役員・支配人であったことを確認できる登記事項証明書(現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書、閉鎖事項全部証明書等)
- イ 被証明者が証明者の役員・支配人・令3条に規定する使用人であったことを確認できる建設業許可通知書、建設業許可申請書副本、変更届出書等(証明者が建設業許可を受けたものである場合)
- ウ 被証明者が証明者本人であることが確認できる確定申告書控の写(原本提示)(個人事業主が自己証明する場合)

(2) 経営業務の管理責任者に準ずる地位(経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)にある執行役員等としての経営管理経験の場合

- ア 執行役員等の地位が経営業務の管理責任者に準ずる地位にあったことを確認できる組織図その他これに準ずる書類
- イ 業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認できる業務分掌規程その他これに準ずる書類
- ウ 建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けていることを確認できる定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類
- エ 執行役員等としての経営管理経験の期間を確認できる取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類

(3) 経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって経営業務を補佐した経験の場合

- ア 被証明者が準ずる地位にあったことを確認できる組織図その他これに準ずる書類
- イ 被証明者の経験が補佐経験に該当することを確認できる業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類
- ウ 被証明者の補佐経験の期間が確認できる人事発令書その他これらに準ずる書類
- エ 証明者が個人事業者の場合、被証明者が準ずる地位(事業専従者等)であったことが確認出来る確定申告書等
- オ その他、準ずる地位にあって経営業務を補佐していたことを確認できる書類
※行っていた業務の内容が、建設工事の施工に関するものであることが必要です。

(4) 常勤役員等を直接に補佐する者の場合

- ア 被証明者が常勤役員等を直接補佐する地位にあることが確認できる組織図その他これに準ずる書類
- イ 被証明者の経験が財務管理、労務管理又は業務運営の業務経験に該当することを確認できる業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類
- ウ 被証明者の経験の期間が確認できる人事発令書その他これらに準ずる書類
- エ その他、被証明者の地位や経験等を確認することができる書類

注 確定申告書について、令和7年1月以降の書面の申告分については、受付印の確認を行いません。(電子申告の場合は、令和7年1月以降も税務署の受信通知を確認します)

2 証明者における建設業の営業及び工事の実績が確認できる書類

- ア 証明者が建設業許可業者である場合、建設業許可通知書、建設業許可申請書副本、事業年度経過後の変更届出書
- イ 証明者が建設業を営業していたことが確認できる工事請負契約書、注文書・請書、請求書等の写(原本提示)
- ウ その他、建設業の営業及び工事の実績が確認できる書類

常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認資料

建設業法施行規則第7条第1号イ又はロに該当する者の常勤性を証明するものとして、次のいずれかの書類を提出してください。

- ア 雇用保険被保険者通知書の写(雇用初年度に限るー原本提示)
- イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写(原本提示)
- ウ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写(原本提示)
- エ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写(原本提示)
- オ 確定申告書
 - 法人においては表紙と役員報酬明細の写(原本提示)
 - 個人においてはその写(原本提示)
- カ 後期高齢者(75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者)の在籍確認は別途確認書類有(別添通知参照)
- キ 所属企業の雇用証明書(氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押印されたもの)の写(原本提示)《被雇用者に限る》

注 「健康保険被保険者証(写)」等を提出される際には、「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」を復元できない程度にマスキングのうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

注 令和7年12月1日まで、有効な健康保険証・後期高齢者医療被保険者証をお手元にお持ちの場合は、従来どおり本人確認書類とすることが可能です。

注 確定申告書について、令和7年1月以降の書面の申告分については、受付印の確認を行いません。(電子申告の場合は、令和7年1月以降も税務署の受信通知を確認します)

営業所技術者等の確認資料(参考)

各営業所に営業所技術者等を置く場合は、その全員について下記1と2の書類をそれぞれ添付してください。

なお、必要に応じてその他にも書類の提出等を求める場合があります。

1 現在の常勤性を証明するものとして次のいずれか

- ア 雇用保険被保険者通知書の写(雇用初年度に限る一原本提示)
- イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写(原本提示)
- ウ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写(原本提示)
- エ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写(原本提示)

- オ 確定申告
 - { 法人においては表紙と役員報酬明細の写(原本提示)
 - 個人においてはその写(原本提示)

カ 後期高齢者(75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者)の在籍確認は別途確認書類有(別添通知参照)

キ 所属企業の雇用証明書(※1)の写(原本提示)《被雇用者に限る》

2 法第7条又は15条の第2号イ、ロ又はハの要件を証明するもの

- ア 技術者の要件が国家資格の場合は、その合格証、免許証を提示
- イ 技術者の要件が大臣特認の場合は、その認定証を提示

※認定証の有効期限が令和5年7月1日以降の場合は、監理技術者講習修了履歴がわかるもの(監理技術者講習修了証等)を併せて提示

ウ 技術者の要件が実務経験の場合は

- ① 実務経験の内容を確認できるもの
 - ・工事請負契約書、工事請負書、注文書、請求書等の写(原本提示)
- ② 実務経験証明期間の常勤(又は営業)を確認できるものとして次のいずれか
 - ・厚生年金加入期間証明書
 - ・特別徴収税額通知の写(期間分一原本提示)
 - ・確定申告書
 - { 法人では役員に限る
 - (受付印押印のもの) { -表紙と役員報酬明細の写(期間分一原本提示)
 - 個人においてはその写(期間分一原本提示)

※令和7年1月以降の書面の申告分については、受付印の確認を行いません。(電子申告の場合は、令和7年1月以降も税務署の受信通知を確認します)

・所属企業の雇用証明書(※1)の写(原本提示)《引き続き在職しているもので、被雇用者に限る》

エ 指導監督的実務経験の場合は、契約書の写

○ 更新申請の場合は、常勤性を証明するものとして上記1のア、ウ~キのうちいずれか

- ◎ 建設業法の改正に伴い、令和6年12月13日から「専任技術者」の呼称が「営業所技術者等」に変更となりました。
- ◎ 証明内容に疑義がある場合にあっては、追加で書類の提示を求めることがあります。
- ◎ 令和7年12月1日まで、有効な健康保険証・後期高齢者医療被保険者証をお手元にお持ちの場合は、従来どおり本人確認書類とすることが可能です。

※1 雇用証明書は、氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押印されたものとします。

事務連絡
平成 20 年 3 月 11 日

各地整備局等建設業担当課 廉
各都道府県建設業主管課 廉

国土交通省総合政策局建設業課許可係

建設業許可における後期高齢者の在籍確認について

建設業許可申請の審査事務においては、建設業法第 7 条等の規定により経営業務の管理責任者等について常勤性の確認を行っている。
許可を受けようとする者が健康保険の適用事業者^(注)である場合には、健康保険被保険者証又は健康保険被保険者登録取扱認定通知書の写し（以下、「健康保険被保険者証等」という。）により常勤性の確認が可能であるが、平成 20 年 4 月 1 日から後期高齢者医療制度が施行されることにより、75 歳以上の者及び 65 歳以上 75 歳未満で一定の認定を受けた者（以下、「後期高齢者等」という。）については、新制度に移行することにより、健康保険被保険者証等により常勤性の確認ができないこととなる。（下記参照）
後期高齢者等の常勤性の確認については、健康保険被保険者証等に代わる書類として下記のものがあるため、資格審査の際に活用されたい。

（注） 法人の事業所及び常時 5 人以上の從業員を使用する個人経営の事業所については、強制適用事業所となり、必ず健康保険及び厚生年金保険に加入しなければならない。

記

1. 後期高齢者医療制度による影響

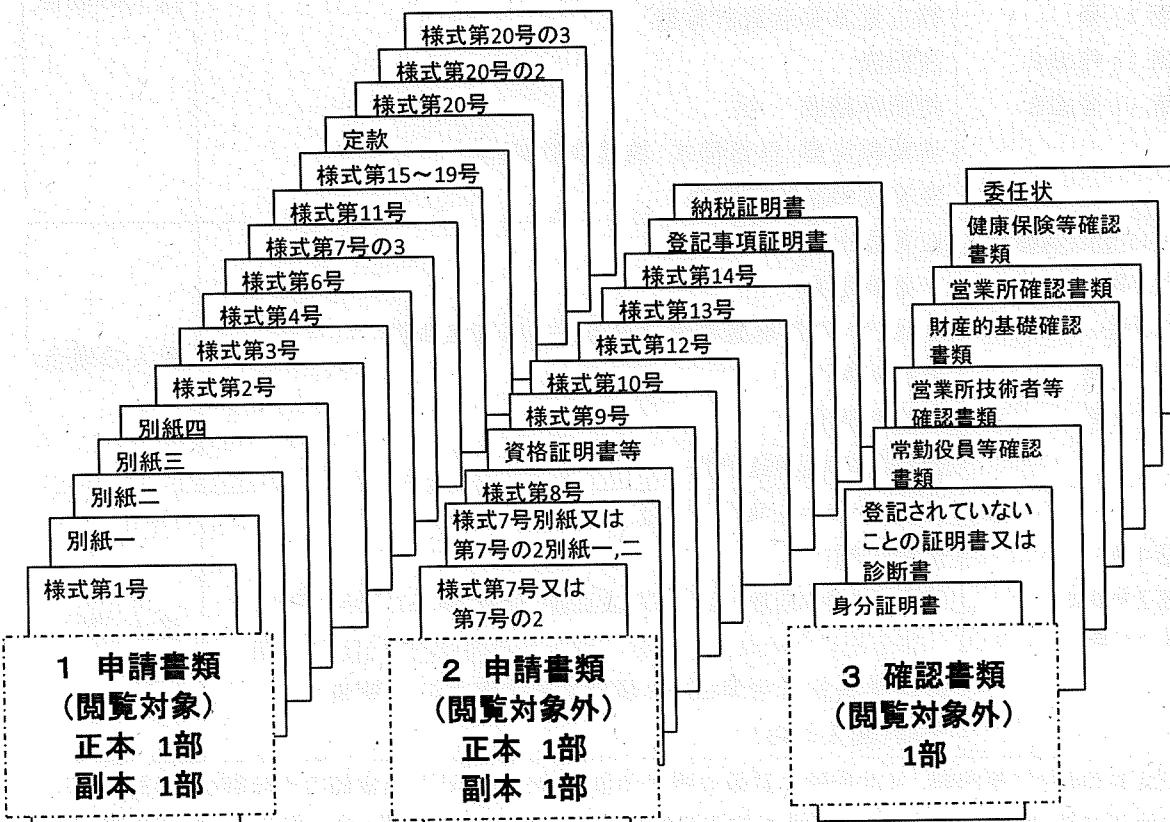
- 現行：75 歳以上であっても、社会保険適用事業所に一定日数勤務していれば、社会保険の被保険者となる。
そのため、以下により常勤性が確認可能
- ・ 健康保険被保険者証により勤務地が記載されている
 - ・ 健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬額決定通知書により従業者の名前が記載されている
- 新制度：後期高齢者等については、勤務形態に関係なく全て新制度に移行
- ・ 新たに交付される「後期高齢者医療被保険者証」には勤務地が記載されない
 - ・ 社会保険の被保険者でないため、健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬額決定通知書に従業者として名前が記載されない

提出書類のとじ方(申請書)

知事許可業者に係る申請書は次のとおり分冊して提出してください。

1 申請書類(閲覧対象)	正本1部・副本1部
2 申請書類(閲覧対象外)	正本1部・副本1部
3 確認書類(閲覧対象外)	1部

(それぞれをクリップ等で留めてください。)



IV. 変更届等の提出について

許可を受けた後、商号・名称、営業所所在地、役員、営業所技術者等に変更事項が生じた場合又は法第12条に該当することとなった場合には、別紙「変更等の届出事項と提出書類」のとおり変更届出書等を作成し、それぞれ定められた期限内に提出を行う必要があります。

また、事業年度終了後の決算報告(決算変更届)は、毎年度必ず届け出てください。

なお、提出部数及び提出先は許可申請書と同じです。

◇事業年度終了後の決算報告(決算変更届)

提出期限:4ヶ月以内

提出書類		
様式番号等	書類の名称	届出者の別
ガイドライン別紙8 第2号 第3号 第15号 第16号 第17号 第17号の2 第17号の3	変更届出書 工事経歴書 直前3年の各事業年度における工事施工金額 賃借対照表 損益計算書、完成工事原価報告書 株主資本等変動計算書 注記表 附属明細表 ※ 事業報告書(任意様式:株式会社のみ) 事業税の納税証明書	法人の場合
ガイドライン別紙8 第2号 第3号 第18号 第19号	変更届出書 工事経歴書 直前3年の各事業年度における工事施工金額 賃借対照表 損益計算書 事業税の納税証明書	個人の場合
第4号 第7号の3 第11号	【変更があった場合のみ】 使用人数 健康保険等の加入状況(従業員数に変更があった場合に限る※) ※上記以外の変更の場合には、 <u>2週間以内の届出</u> が必要。 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 定款(法人のみ)	法人・個人
※資本の額が1億円超、又は最終の賃借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社(会社の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第3条第2項に規定する特例有限会社を除く。)が作成の対象となっていますので、それ以外の方は添付不要です。 また、金融商品取引法第24条に規定する有価証券報告書提出会社にあっては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。		

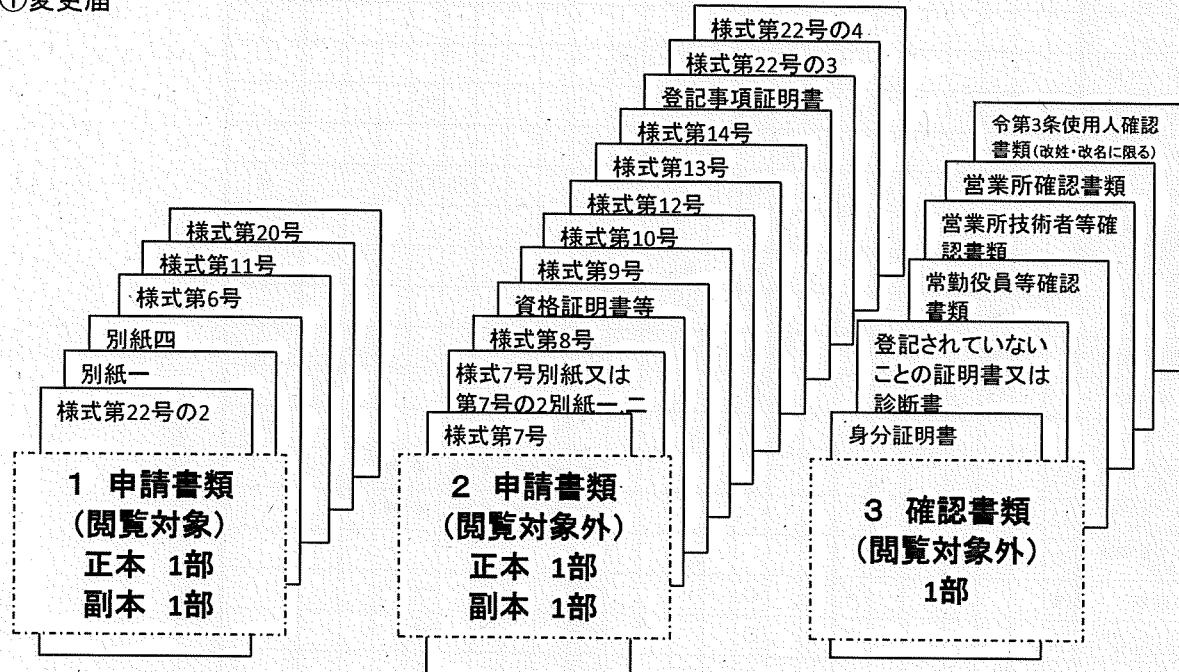
提出書類のとじ方(変更届)

知事許可業者に係る変更届出書類は次のとおり分冊して提出してください。

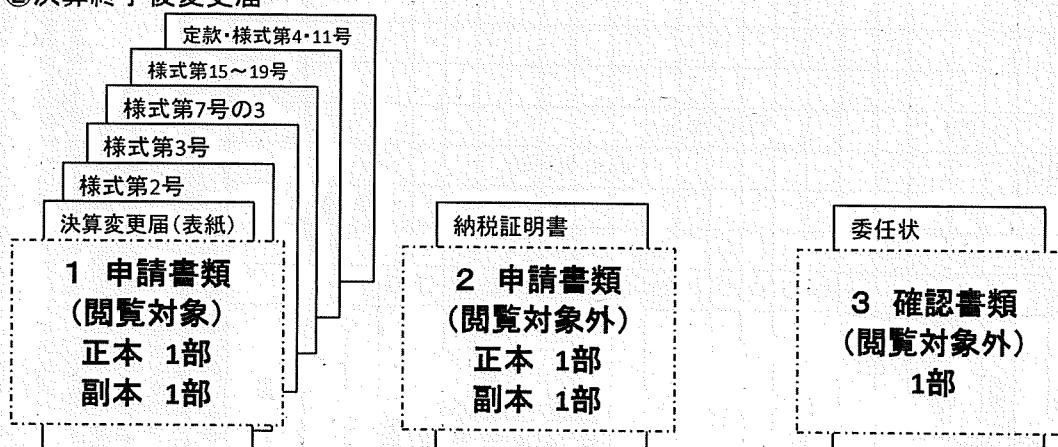
1 申請書類(閲覧対象)	正本1部・副本1部
2 申請書類(閲覧対象外)	正本1部・副本1部
3 確認書類(閲覧対象外)	1部

(書類が複数枚になるときはクリップ等で留めてください。)

①変更届



②決算終了後変更届



V. 建設業者の地位の承継の認可について

1. 承継の認可とは

建設業者が事業の譲渡(個人事業主が生前に行う事業承継、法人成りも含む。)、会社の合併又は分割を行い、建設業の全部を他の者が承継する場合に、あらかじめ所定の手続きを経て認可を受けることで、建設業法上の建設業者としての地位を承継することができます。

また、建設業者が死亡した場合において、当該建設業者の相続人が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後 30 日以内に認可の申請を行うことで、被相続人の建設業法上の建設業者としての地位を承継することができます。

2. 承継の要件について

承継の認可を受けるためには、次の全てに該当していることが必要です。

① 承継の事実が発生する前に申請を行い、認可を受けること。

相続以外の承継(事業の譲渡、合併及び分割)については、事実の発生前にあらかじめ認可を受ける必要があります。承継の事実が発生した後に遡って認可することはできません。そのため、遅くとも承継の事実発生日の 30 日前までに申請を完了させてください。

なお、承継申請を行おうとするときは、事前に主たる営業所の所在地を管轄する各地方局建設部又は土木事務所の窓口でご相談ください。事前相談なく承継申請をされた場合、申請書類の補正等に時間が掛かり、承継の事実が発生するまでに認可ができない恐れがあります。

② 事業譲渡等によって、建設業の全部を承継先に承継させること。

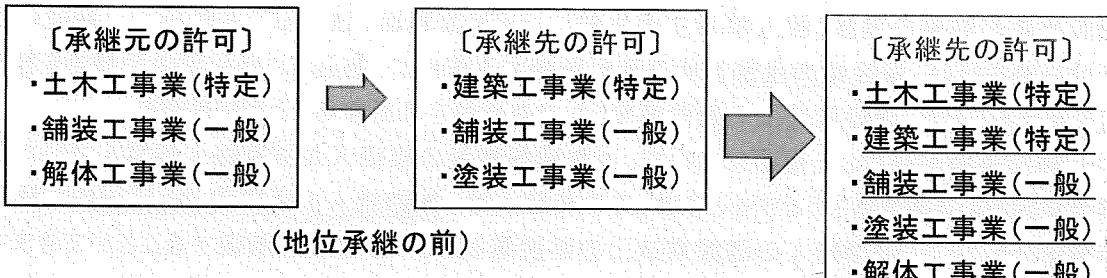
承継元が営んでいた建設業の全部を承継先に承継させる場合に限り、許可の承継が可能です。承継元が営んでいた一部の業種のみを承継することはできません。

なお、認可申請の前に一部の業種を廃業し、残った業種を全て承継させることは差し支えありません。

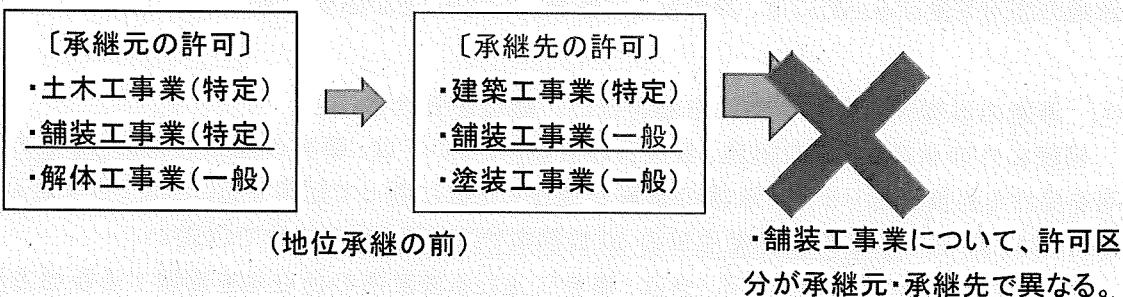
③ 承継元が許可を受けている建設業の業種区分（一般、特定）について、承継先が同一の業種で異なる区分の許可を受けていないこと。

1つの業者が同一の業種について、一般建設業と特定建設業の許可を受けることはできません。このため、承継元と承継先が同じ業種の許可を受けている場合、一般・特定の区分が同じときに限り、許可の承継が可能です。

【承継できる例】



【承継できない例】



※承継先(一般)又は承継元(特定)が舗装工事業を事前に廃業すれば承継可能となります。

④ 承継後の全ての業種について、承継先が許可の要件を満たしていること。

承継先の業者は、承継後に有することとなる全ての業種について、営業所技術者等の配置をはじめとする許可の要件を満たすことが必要です。

なお、申請時点で承継先が建設業の許可を受けていなくても、事業譲渡等によって承継元の役員や技術者が承継先に移ることで要件を満たすことになる場合は、承継は可能です。

3. 承継の申請手続きについて

(1) 申請書の提出部数について

愛媛県知事許可業者に係る認可申請を行う場合の申請書の部数は次のとおりです。

正 本	1部
副 本	1部
入力用紙※	1部

※カラム(申請書等のうち、□□□で表示された枠の中に書き込むようになっているもの)のある様式の写し

(2) 申請書類等の提出先について

承継元が愛媛県知事許可を受けている場合の認可申請書は、主たる営業所の所在地を管轄する地方局建設部、または土木事務所に提出してください（「お問い合わせ先」を参照）。

なお、次のいずれかに該当するときの提出先は、承継後の建設業者の主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省各地方整備局（又は北海道開発局）となります。

- ① 承継先がすでに国土交通大臣許可を受けている。
- ② 承継先が既に愛媛県以外の都道府県知事許可を受けている。

(3) 承継の対象について

「建設業者としての地位を承継する」とは、法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継人は被承継人と同じ地位に立つこととなります。

このため、建設業者としての地位の承継人は被承継人の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなります。一方、法第45条から第55条までに規定される罰則については、建設業者としての立場にかかわらず、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った被承継人という法人（個人）そのものに対して刑罰を科すものであるため、当該刑罰については、承継人に承継されるものではありません。

(4) 事業承継後の許可の番号及び有効期間の取扱について

- ① 承継人が事業承継後に使用する許可番号については、被承継人のものを引き続き使用することとなります。

ただし、承継人が建設業者である場合は、承継人と被承継人の許可番号のどちらを使用するか選択することができます。

- ② 建設業者としての地位を承継した場合における承継許可等に係る許可の有効期間については、当該承継の日における承継許可等に係る許可の有効期間の残存期間にかかわらず、当該承継の日の翌日から起算（5年間）することとなります。

(5) 認可申請に必要な書類について

承継の認可を受けるためには、以下の申請書類、確認書類が必要です。認可申請書の様式は愛媛県のホームページからダウンロードできます。

※令和5年1月からURLが変わります。

ホーム > 県政情報 > 県概要 > 組織案内 > 愛媛県の組織と主な仕事 > 土木管理課

> 建設業許可申請関係

<https://www.pref.ehime.jp/h40100/sinsei/070/070005/070005.html>

- ㊂ 認可申請について、申請手数料はかかりません。

【知事許可】認可申請書添付書類一覧（用紙一覧）

- ・・・必要書類 ●・・・該当があれば必要な書類
- ▲・・・合併により設立される法人又は新設分割により設立される法人である場合に添付不要な書類
- ・・・譲受人、合併存続法人、分割承継法人又は相続人が建設業許可業者である場合に省略可能な書類
- ・・・譲受人、合併存続法人、分割承継法人又は相続人が建設業許可業者である場合に、許可申請、変更届、決算変更届で既に提出したものから記載事項に変更が生じていない場合は省略可能な書類

申請書類 へ 閲覧対象	様式番号等	書類の名称	譲渡及び 譲り受け	合併	分割	相続
		認可申請書表紙	○	○	○	○
	第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書	○	—	—	—
	第22号の7	合併認可申請書	—	○	—	—
	第22号の8	分割認可申請書	—	—	○	—
	別紙一	役員等の一覧表	○	○	○	—
	別紙二	営業所一覧表	○	○	○	—
	別紙三	営業所技術者等一覧表	○	○	○	—
	第22号の10	相続認可申請書	—	—	—	○
	別紙一	営業所一覧表	—	—	—	○
	別紙二	営業所技術者等一覧表	—	—	—	○
	第2号	工事経歴書	○	○▲	○▲	○
	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○▲	○▲	○
	第4号	使用人数	○	○	○	○
	第6号	誓約書（欠格要件非該当）	○	○	○	○
	第7号の3	健康保険等の加入状況 ※注1	○	○	○	○
	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○
	第15号	貸借対照表（法人）	○	○▲	○▲	—
	第16号	損益計算書、完工工事原価報告書（法人）	○	○▲	○▲	—
	第17号	株主資本等変動計算書（法人）	○	○▲	○▲	—
	第17号の2	注記表（法人）	○	○▲	○▲	—
	第17号の3	附属明細表（法人） ※注2	●	●▲	●▲	—
	第18号	貸借対照表（個人）	○	—	—	○
	第19号	損益計算書（個人）	○	—	—	○
		定款	○	○	○	—
	第20号	営業の沿革 ※注3	○	○▲	○▲	○
	第20号の2	所属建設業者団体 ※注3	○	○▲	○▲	○
	第20号の3	主要取引金融機関名	○	○	○	○

【知事許可】認可申請書添付書類一覧（用紙一覧）

- … 必要書類 ● … 該当があれば必要な書類
- ▲ … 合併により設立される法人又は新設分割により設立される法人である場合に添付不要な書類
- … 譲受人、合併存続法人、分割承継法人又は相続人が建設業許可業者である場合に省略可能な書類
- ■ … 譲受人、合併存続法人、分割承継法人又は相続人が建設業許可業者である場合に、許可申請、変更届、決算変更届で既に提出したものから記載事項に変更が生じていない場合は省略可能な書類

	様式番号等	書類の名称	譲渡及び譲り受け	合併	分割	相続
	※ A 又は B のいずれかに該当するものを提出					
A 申請書類（閲覧対象外）	第7号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	○	○	○	○
	(第7号関係)	第三者証明書（第7号を申請者が自己証明した場合）	●	●	●	●
	別紙	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○
B	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	○	○	○	○
	(第7号の2関係)	第三者証明書（第7号の2を申請者が自己証明した場合）	●	●	●	●
	別紙1	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○
	別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	○	○	○
	第8号	営業所技術者等証明書（新規・変更）	○	○	○	○
	(第8号関係)	資格証明書（建設業法「技術検定」等）	●	●	●	●
	(第8号関係)	卒業証明書	●	●	●	●
	(第8号関係)	監理技術者資格者証	●	●	●	●
	第9号	実務経験証明書	●	●	●	●
	(第9号関係)	第三者証明書（第9号を申請者が自己証明した場合）	●	●	●	●
	第10号	指導監督の実務経験証明書	●	●	●	●
	(第10号関係)	第三者証明書（第10号を申請者が自己証明した場合）	●	●	●	●
	第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書 ※注4	○	○	○	○
	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	●	●	●	●
	第14号	株主（出資者）調書	○	○	○	—
		商業登記簿謄本 ※注3	○	○▲	○▲	●
		直前1年の事業税の納税証明書	○	○▲	○▲	○
	第22号の6	誓約書（譲渡、合併、分割）	○	○	○	—
	第22号の11	誓約書（相続）	—	—	—	●
確認書類	身分証明書（第6号関係）	許可申請者（法人である場合はその役員等）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書 ※注5 〔本籍地の市区町村の窓口にて入手すること〕	○	○	○	○
	※ A 又は B のいずれかを提出 注6					
	身分証明書（第6号関係）	許可申請者（法人である場合はその役員等）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が民法の一部を改正する法律附則第3条第1項又は第2項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書 ※注5 〔本籍地の市区町村の窓口にて入手すること〕	○	○	○	○
A	登記されていないことの証明書（第6号関係）	許可申請者（法人である場合はその役員等）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ※注5 〔東京法務局後見登録課、全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課の窓口にて入手すること〕	○	○	○	○
	B 診断書（第6号関係）	許可申請者（法人である場合はその役員等）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行ことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書 ※注5	●	●	●	●

【知事許可】認可申請書添付書類一覧（用紙一覧）

- ・・・必要書類 ●・・・該当があれば必要な書類
- ▲・・・合併により設立される法人又は新設分割により設立される法人である場合に添付不要な書類
- ・・・譲受人、合併存続法人、分割承継法人又は相続人が建設業許可業者である場合に省略可能な書類
- ・■・・・譲受人、合併存続法人、分割承継法人又は相続人が建設業許可業者である場合に、許可申請、変更届、決算変更届で既に提出したものから記載事項に変更が生じていない場合は省略可能な書類

	様式番号等	書類の名称	譲渡及び 譲り受け	合併	分割	相続
確 認 書 類	常勤役員等確認書類(様式第7号又は7号の2に記載されている者)	常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性を証明する書類	○	○	○	○
		常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者の経験を証明する書類	○	○	○	○
	営業所技術者等確認書類	常勤性を証明する書類	○	○	○	○
		実務経験等を証明する書類	●	●	●	●
	財産的基礎確認書類	金融機関の融資証明書、残高証明書等	●	●	●	●
	営業所確認書類	現況写真(外観・内観等)※注7	○	○	○	○
	健康保険等確認書類(第22号の5,7,8,10関係)	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認書類	○	○	○	○
		委任状(代理申請の場合)	●	●	●	●
		譲渡及び譲受けに関する契約書の写し	○	—	—	—
		株主総会若しくは社員総会の決議録等	○	○	○	—
		合併の方法及び条件が記載された書類	—	○	—	—
		分割契約書(新設分割の場合は分割計画書)の写し及び分割比率説明書	—	—	○	—
		申請者と被相続人との続柄を証する書類	—	—	—	○
		当該建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書(申請者以外に相続人がある場合)	—	—	—	○

- ◎ 認可申請時点において、事業承継直後の時点における財務諸表の提出や、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者や営業所技術者等の常勤性を確認するための資料の提出が困難な場合には、事業承継後速やかに提出する必要があります。
- ◎ 記載内容の審査を行うにあたっては、申請書類以外にも内容確認のために必要となる書類の提出、又は提示を求めることがあります。
- ◎ 建設業法の改正に伴い、令和6年12月13日から「専任技術者」の呼称が「営業所技術者等」に変更となりました。

(注1)

- ・認可を受けた日から2週間以内に申請書を提出した窓口へ提出してください。
(健康保険等の加入状況について、申請日時点で適用事業所等に係る届書を提出している(様式第22号の11を省略する)場合は、申請時に添付)

(注2)

- ・資本の額が1億円超、又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社(会社の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第3条第2項に規定する特例有限会社を除く。)が作成の対象となっていますので、それ以外の方は添付不要です。

また、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書提出会社にあっては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

(注3)

- ・合併により設立される法人又は新設分割により設立される法人については、認可を受けた日から30日以内での提出が必要です。

(注4)

- ・役員等の一覧表(様式第1号別紙一)に記載された者全員について作成することとされていますが、当面の間、「顧問」、「相談役」及び「株主等」については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載は不要。

(注5)

- ・当面の間、「顧問」、「相談役」及び「株主等」については提出不要。

(注6)

- ・建設業法第8条第10号に該当しないことを証明する書類として、登記されていないことの証明書及び身分証明書又は診断書のいずれかの提出が必要。ただし、身分証明書にあっては、破産手続開始の決定を受け復権を得ない者に該当しない旨の証明に併せて成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の証明がされている場合は、提出不要。

(注7)

- ・その営業所を使用する権原を確認するため、写真貼付台紙等に自己所有又は賃貸借等の別を記載すること。

建設業法に規定された各種申請等についてのお問い合わせ先

「建設業許可申請書」・「経営規模等評価申請及び総合評定値請求書」の提出及びこれら申請に係る問い合わせ等につきましては、主たる営業所の所在地を所管する以下の各地方局建設部・土木事務所までお願いします。

主たる営業所の所在地	問い合わせ先
四国中央市	東予地方局四国中央土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒799-0404 四国中央市三島宮川四丁目6番 55号 電話番号 0896-24-4455（内線308、309）
新居浜市、西条市	東予地方局建設部管理課（契約・建設業係） 〒793-0042 西条市喜多川796番地1 電話番号 0897-56-1300（内線407、408）
今治市、上島町	東予地方局今治土木事務所管理課（契約・建設業係） 〒794-8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898-23-2500（内線262、268）
松山市、伊予市、東温市、 松前町、砥部町	中予地方局建設部管理課（契約・建設業係） 〒790-8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089-909-8769（ダイヤルイン）
久万高原町	中予地方局久万高原土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万190番地1 電話番号 0892-21-1210（内線415、416）
大洲市、内子町	南予地方局大洲土木事務所事業管理課（契約・建設業係） 〒795-8504 大洲市田口甲425番地1 電話番号 0893-24-5121（内線304、306、322）
八幡浜市、伊方町	南予地方局八幡浜土木事務所管理課（契約・建設業係） 〒796-0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894-22-4111（内線406、407）
西予市	南予地方局西予土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒797-0015 西予市宇和町卯之町五丁目175番地3 電話番号 0894-62-1331（内線134）
宇和島市、松野町、 鬼北町	南予地方局建設部管理課（契約・建設業係） 〒798-8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895-22-5211（内線407、408）
愛南町	南予地方局愛南土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒798-4131 南宇和郡愛南町城辺甲2420 電話番号 0895-72-1145（内線205）
—	愛媛県土木部土木管理局土木管理課（契約・建設業G） 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089-912-2643（ダイヤルイン）

※お問い合わせのみ対応

※令和5年12月4日より、久万高原土木事務所は仮庁舎へ移転しました（移転に伴う変更：下線部）。

營業所技術者等となり得る國家資格等一覧

「○」特定建設業の営業所技術者等(又は監理技術者)となり得る国家資格者等

「○」一般建設業の営業所技術者等(又は主任技術者)となり得る国家資格者等

資格区分	建設業の種類	解 ^(注1)																
		コド ド	土建	大工	左工	石工	電管	タク	鋼筋	舗装	板金	内装	機械	通風	井戸	工具	水栓	消火栓
基幹技能者(注8)	登録電気工事基幹技能者	○					○	○			○							
	登録塗装業基幹技能者					○					○		○		○			
	登録造園基幹技能者					○												
	登録コンクリート押送基幹技能者					○					○							
	登録防水基幹技能者					○					○							
	登録トンネル基幹技能者					○												
	登録建築設備業基幹技能者					○												
	登録土木基幹技能者					○												
	登録機械土工基幹技能者					○												
	登録海上起重基幹技能者					○												
	登録PC基幹技能者					○												
	登録鉄筋基幹技能者					○												
	登録土接合基幹技能者					○												
	登録模型打撃基幹技能者					○												
	登録配管基幹技能者					○												
	登録高圧・土工基幹技能者					○												
	登録切断穿孔基幹技能者					○												
	登録内接仕上工事基幹技能者					○												
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者					○												
	登録クスリニア基幹技能者					○												
	登録建築板金基幹技能者					○												
	登録外壁仕上基幹技能者					○												
	登録タクト基幹技能者					○												
	登録保冷基幹技能者					○												
	登録グラウト基幹技能者					○												
	登録冷凍空調基幹技能者					○												
	登録運動施設基幹技能者					○												
	登録基礎工事基幹技能者					○												
	登録タイル張り基幹技能者					○												
	登録漆喰・路面標示基幹技能者					○												
	登録瓦工事基幹技能者					○												
	登録建築大工基幹技能者					○												
	登録消音子工事基幹技能者					○												
	登録土工基幹技能者					○												
	登録ALO基幹技能者					○												
	登録土工基幹技能者					○												
	登録土質改良基幹技能者					○												
	登録都市基幹技能者					○												
	登録基幹技能者					○												
	その他(上記コドトに該当するものを除く)					○												
	法第7条第2号イ該当					○												
	法第7条第2号ロ該当					○												
	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)					○												
	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)					○												

※特定建設業の営業所技術者等となり得る国家資格等を有する者は、一般建設業の営業所技術者等にもなれます。
なお、特定建設業に係る指定建設業（7業種）の営業所技術者等となる者は、上記「①」に該当する者又は大臣特認に該当する者に限られます。

（注1）解体工事業の欄に記載の注記（※印）については、以下のとおりです。

※1：平成21年度以前の合格者については、合格した後解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要
※2：技術士試験に係る資格は当面の間、合格した後解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要
〔登録解体工事講習とは…解体工事に関する必要な知識及び技術又は技能に関する講習であった国土交通大臣の登録を受けたものをいう。〕

※3：1級合格者は、解体工事業の技術者要件を満たす。なお、2級合格者のうち、平成28年6月1日時点において現に有するとび工事に関する所定の実務経験をもつて解体工事業の技術者となる場合は、
合格後、解体工事に関する実務経験3年以上が必要

（注2）等級区分が2級の場合、平成15年度以前の合格者については合格後必要な実務経験は1年以上となります。

（注3）地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたもの（具体的には（一社）斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当する。）

（注4）基礎ぐ工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたもの（具体的には（一社）日本基礎建設協会及び（一社）コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎施工土検定試験が該当する。）

（注5）建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格

（注6）建築物等に計測装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたもの（具体的には（一社）日本計装工業会が行う1級の計装土技術審査が該当する。）

（注7）解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたもの（具体的には（公社）全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工士試験が該当する。）

（注8）建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、單一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとする。

（注9）令和3年3月31までに、検定種目を「建設機械施工」とする技術検定に合格した者は、改正後の検定種目を「建設機械施工管理」とする技術検定に合格した者とみなす。

（注10）令和3年4月1以降に、工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限る。

（注11）一次検定又は二次検定合格後、3年間の実務経験が必要（実務経験証明書の添付が必要）。

（注12）一次検定又は二次検定合格後、5年間の実務経験が必要（実務経験証明書の添付が必要）。

国土交通省令で定める学科

「建設業法施行規則第一条」

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
舗装工事業	
建築工事業	
大工工事業	建築学又は都市工学に関する学科
ガラス工事業	
内装仕上工事業	
左官工事業	
とび・土工工事業	
石工事業	
屋根工事業	土木工学又は建築学に関する学科
タイル・れんが・ブロック工事業	
塗装工事業	
解体工事業	
電気工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
電気通信工事業	
管工事	
水道施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
清掃施設工事業	
鋼構造物工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
鉄筋工事業	
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
消防施設工事業	
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建工具事業	建築学又は機械工学に関する学科

複数業種に係る実務経験

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	<p>1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者</p> <p>2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>
とび・土工工事業	<p>1. 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>2. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>
屋根工事業	建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
しゅんせつ工事業	土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
ガラス工事業	建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
防水工事業	建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
内装仕上工事業	<p>1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>
熱絶縁工事業	建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
水道施設工事業	土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
解体工事業	<p>1. 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者</p> <p>2. 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>3. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者</p>

建設業許可・経営事項審査関係 市町コード表(愛媛県)

更新:平成20年4月1日(地方局再編以降)

市町名	コード	所在地を管轄する 地方局建設部/土木事務所
四国中央市	38213	四国中央土木事務所
新居浜市	38205	東予地方局建設部
西条市	38206	
今治市	38202	今治土木事務所
上島町	38356	
松山市	38201	
伊予市	38210	
東温市	38215	中予地方局建設部
松前町	38401	
砥部町	38402	
久万高原町	38386	久万高原土木事務所
大洲市	38207	大洲土木事務所
内子町	38422	
八幡浜市	38204	八幡浜土木事務所
伊方町	38442	
西予市	38214	西予土木事務所
宇和島市	38203	
松野町	38484	南予地方局建設部
鬼北町	38488	
愛南町	38506	愛南土木事務所

別紙① 建設業法による建設工事の業種区分一覧表（1／4）

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
法律別表第一 (上欄)	法律別表第一 (下欄)	昭和47年3月8日 建設省告示第350号	平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」	平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」
1 土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改修又は解体する工事を含む。以下同じ。）		①「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。 ②上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を建築、設置する工事が「水道施設工事」である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。
2 建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。
3 大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を建築し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4 左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、ブランスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とき出し工事、洗い出し工事	①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③「左官工事」における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事いい、とび・土工・コンクリート工事における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
5 とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ) くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ) 土砂等の掘削、盛上げ締固め等を行う工事 二) コンクリートにより工作物を建築する工事 ホ) 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮縫切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事はつり工事、切断穿孔工事、アンカーワーク、あと施工アンカーワーク、潜水工事 木) その他基礎的ないしは準備的工事	イ) とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ) くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ) 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 二) コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事 ホ) 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮縫切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事はつり工事、切断穿孔工事、アンカーワーク、あと施工アンカーワーク、潜水工事	①「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規格の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行なう場合を含む。 ②「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」と「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立ててこのみを請け負うのが「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」である。 ③「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。 ④「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行なう工事を総称したものである。 ⑤「とび・土工・コンクリート工事」における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは「左官工事」における「吹付け工事」に該当する。 ⑥「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑦「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑧「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」と「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」との区分の考え方とは、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」である。 ⑨トンネル防水工事等の土木系の防水工事は「防水工事」ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当し、いわゆる建築系の防水工事は「防水工事」に該当する。
6 石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方ににより工作物を建築し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規格の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行なう場合を含む。
7 屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。 ②屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

別紙① 建設業法による建設工事の業種区分一覧表（2／4）

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
法律別表第一 (上欄)	法律別表第一 (下欄)	昭和47年3月8日 建設省告示第350号	平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」	平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」
8 電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、オンライン装置工事	①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
9 管工事	管工事業	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。 ⑤上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を構造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
10 タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を建築し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取り付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはるる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は『屋根工事』にして『屋根工事』に該当する。 ②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下とのおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行なう場合を含む。
11 鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を建築する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てるのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
12 鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋組手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
13 蓋装工事	蓋装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により蓋装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上に張り付けるものは『舗装工事』に該当する。
14 しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
15 板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①『建築板金工事』とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根工事も多いことから、これらを包括して「屋根工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
16 ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	

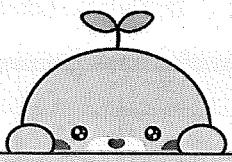
別紙① 建設業法による建設工事の業種区分一覧表（3／4）

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
法律別表第一 (上欄)	法律別表第一 (下欄)			
17 塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	平成13年4月3日国総建第97号「建設業許可事務ガイドライン」 塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	平成13年4月3日国総建第97号「建設業許可事務ガイドライン」 下地調整工事及びブリスチ工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
18 防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
19 内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	①『家具工事』とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②『防音工事』とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③『たたみ工事』とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
20 機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取り付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ②『運搬機器設置工事』には昇降機設置工事も含まれる。 ③『給排気機器設置工事』とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
21 熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化學工業等の設備の熱絶縁工事、ワラン吹付け断熱工事	
22 電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、T V 電波障害防除設備工事	①既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当するなお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
23 造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を建築し道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地へらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等綠化工事、緑地育成工事	①『植栽工事』には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ②『広場工事』とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を建築する工事であり、『園路工事』とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ③『公園設備工事』には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④『屋上等綠化工事』とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤『緑地育成工事』とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壤改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
24 さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔さく井を行う工事又はこれら的工作に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
25 建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
26 水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道などのための取水、浄水、配水等の施設を建築する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	①上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区別の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を建築、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区別の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

別紙① 建設業法による建設工事の業種区分一覧表（4／4）

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
法律別表第一 (上欄)	法律別表第一 (下欄)			
27 消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備 避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 ①「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
28 清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
29 解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のものと土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。

令和3年1月から



建設業法及び同法施行規則の規定に基づき申請又は提出する書類の押印等が不要となりました。

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令(国土交通省令第98号)の施行(令和3年1月1日)に伴い、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)の一部が改正され、建設業許可申請等に関する手続きに際して提出が必要な書類への押印が不要となりました。

当該改正を踏まえ、愛媛県知事への提出書類の接続部への契印も廃止します。

押印が不要となる様式等については、次のとおりです。

◇建設業法施行規則（様式）等

第1号	建設業許可申請書	第6号	誓約書
第7号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	第7号の2	常勤役員等及び直接に補佐する者の証明書
第7号の3	健康保険等の加入状況	第8号	専任技術者証明書
第9号	実務経験証明書	第10号	指導監督的実務経験証明書
第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	第13号	令3条使用人の調書
第22号の2	変更届出書	第22号の3	届出書
第22号の4	廃業届	第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書
第22号の6	誓約書	第22号の7	合併認可申請書
第22号の8	分割認可申請書	第22号の9	届出書
第22号の10	相続認可申請書	第22号の11	誓約書
第22号の12	届出書	第7号、第7号の2関係	第三者証明書
第9号、第10号関係	第三者証明書	その他	許可証明願
その他	委任状	その他（別紙4）	許可申請の取下げ願
その他（別紙8）	決算変更届表紙	その他（別紙11, 16）	認可申請の取下願
その他（別紙14）	認可の取下げ願		

※行政書士が代理で作成した書類については、行政書士法施行規則第9条第2項の規定に基づき、今後も行政書士の記名・押印（職印）が必要となります。



建設業の許可等に係る書類が簡素化されます！

(令和2年4月1日～)

○経由事務の廃止について

国土交通大臣許可業者について、建設業許可申請(新規・更新)、決算変更届出等の各種届出、経営事項審査の各種書類は、県機関を経由することなく、四国地方整備局へ直接郵送または持参により提出することになります。

○国家資格者等・監理技術者一覧表の廃止について

許可申請時等に提出を求めていた『国家資格者等・監理技術者一覧表(様式第11号の2)』については、提出を不要とします。

○営業所に関する書類の簡素化について

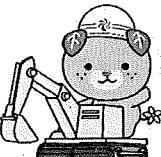
- ・営業所の地図については、提出を求めないこととします。
- ・営業所を使用する権原を確認する書類(不動産登記簿謄本・賃貸借契約書の写し等)については、提出を求めないこととします。
＊なお、営業所の写真の提出を求める際に、その営業所を使用する権原を確認するため、自己所有又は賃貸借等の別を記載いただくこととします。

○令第3条使用人に関する書類の簡素化について

建設業法施行令第3条に規定する使用者の常勤性等を確認するために求めた『住民票、健康保険証の写し等』及び権限を確認する『委任状等』は、提出を不要とします。

○経営業務管理責任者等に関する書類の簡素化について

経営業務管理責任者及び営業所専任技術者の常勤性等を確認するために求めた『住民票』は、提出を不要とします。



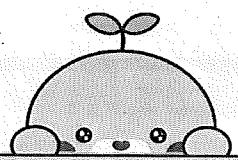
お問い合わせ先

◇愛媛県土木部土木管理課

TEL:089-912-2643

FAX:089-912-2639

令和2年10月1日から



健康保険被保険者証（写）の「保険者番号」及び「被保険者等記号・番号」には、必ずマスキングをお願いします。

医療保険の被保険者証については、建設業の各種手続等において雇用関係や常勤性の確認等を目的として用いているところですが、今般、医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）」により、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることが禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。

告知要求制限の規定は令和2年10月1日から施行され、同日以降、原則として、本人確認等を目的として被保険者等記号・番号等の告知を求めることが禁止されることとなりました。

つきましては、「建設業許可申請（変更届等の各種届出を含む。）」及び「経営事項審査申請」等に当たって、「健康保険被保険者証（写）」等を提出される際には、「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」を復元できない程度にマスキングのうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

（例）

健康保険 本人（被保険者） 被保険者証		平成〇〇年〇月〇日交付
氏名	記号	マスキング
生年月日	番号	マスキング
性別		
資格取得年月日		
事業所名称	株式会社	〇〇
保険者番号	マスキング	
保険者名称	〇〇〇〇	
保険者所在地	〇〇市〇〇町〇〇	



四国地方整備局の大臣許可業者のみなさまへ

＜四国地方整備局管内（徳島、香川、愛媛、高知県）のいずれかに主たる営業所を有する大臣許可業者の方が対象です。＞

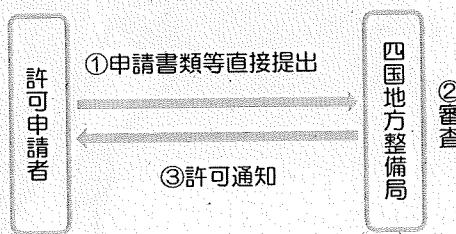


国土交通大臣許可業者の 書類提出先が変わります。

令和2年4月1日から

建設業許可申請（新規・更新等）、
決算変更届等の各種届出、経営事項審査の
各種書類は、都道府県を経由することなく、
四国地方整備局へ直接郵送または持参に
より提出することとなります。

令和2年4月1日から



※詳細は隨時、四国地方整備局ホームページにてお知らせします。

＜郵送先＞
〒760-8554
香川県高松市サンポート3-33
四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係 宛

＜持参先＞



■問い合わせ先

四国地方整備局 建政部
計画・建設産業課 建設業係
☎ 087-851-8061（代）



国土交通省 四国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Shikoku Regional Development Bureau



愛媛県イメージアップキャラクター
みきやん

【お問い合わせ先】

愛媛県 土木部 土木管理局
土木管理課 契約・建設業G

〒790-8570 松山市一番町四丁目 4-2

電話：089-912-2643

FAX : 089-912-2639